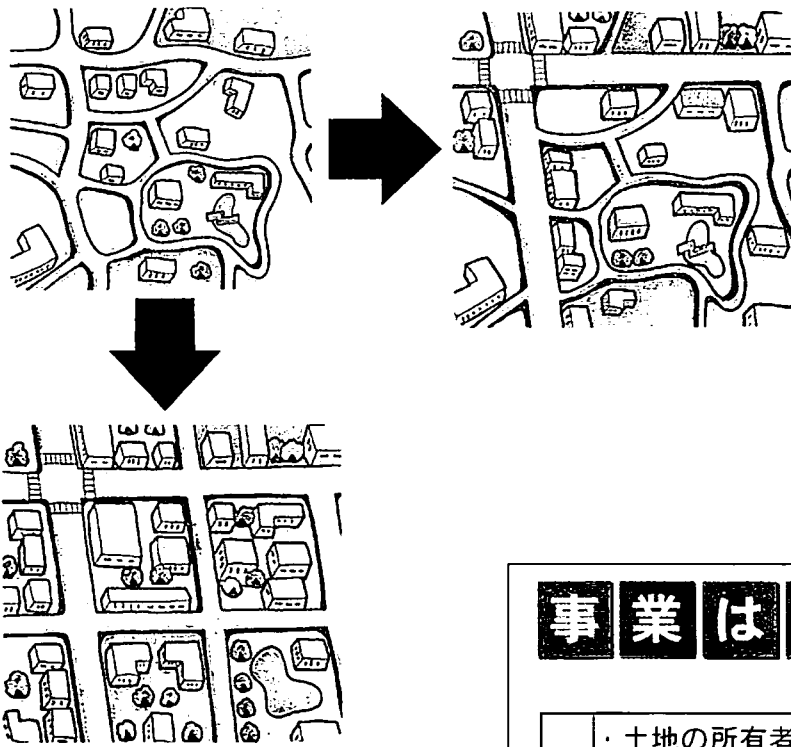


土地区画整理事業のしくみ

まちづくりの 代表的な2つの 手法の比較



道路、公園事業等[個別整備]

どのような事業か

- 計画された幹線道路や公園の用地を買収して、個別に整備します。
- 原則として生活道路や宅地の整備は行いません。

その特徴は

- 建物付きの宅地で全面的に買収された場合は、他の地区への移転が必要です。
- 新たに道路に面する宅地は、便利になりますが、その他の宅地はそのまま残ります。
- 道路、公園部分しか買収しないので、使えない不整形な土地が残ることがあります。

土地区画整理事業[総合的整備]

どのような事業か

- 土地保有者などと市町村が一緒にまちづくりの計画をつくります。その計画に沿って、一定の区域を定めて道路、公園の用地や事業費を生み出すための土地を公平に出し合い、道路や住宅を総合的に整備します。
- 国や県から補助金や技術指導もあります。

その特徴は

- 事業地区内のすべての宅地の形が整えられ、道路に面し便利になります。
- 下水道やガスなどの整備を一体的・総合的に行うこともできます。
- 土地所有者など地権者は、公平に負担し、公平に利益を受けることができます。

土地区画整理事業は、私たちのまちづくりに欠かせない優れた手法です。

事業はだれの手で

(施行者)

個人	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者又は借地権者は、自らの土地について、1人で、又は数人共同して施行することができます。 ・土地の所有者又は借地権者の同意を得た者は、これらの者に代わって施行することができます。(同意施行) ・農住組合 農住組合が行う場合には、数人共同して施行する個人施行者と見なされます。 	
土地区画整理組合	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者又は借地権者が、7人以上共同して設立する土地区画整理組合は、土地の所有者及び借地権者のそれぞれ2/3以上の同意を得た区域内の土地について施行することができます。 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・都道府県 	都市計画で施行区域と定められた区域内において、都市計画事業として、施行することができます。
都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長 ・都道府県知事 ・建設大臣 	
都市基盤整備公団	<ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤整備公団 ・地域振興整備公団 ・地方住宅供給公社 	